

よくある質問にお答えします！

採用Q&A（厚生労働事務官）

Q 1

厚生労働事務官について教えてください

A

厚生労働事務官とは、毎年、人事院が実施する「国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）」及び「国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）」の合格者から、全国47都道府県労働局ごとに実施される官庁訪問を経て採用された職員のことをいいます。

厚生労働事務官には、①「事務官（共通）※ハローワーク及び労働局勤務を中心としたキャリアパス」と②「事務官（基準）※労働基準監督署及び労働局勤務を中心としたキャリアパス」の2種類があり、入局時に選択します。

Q 2

厚生労働事務官（共通）の主な業務内容、配属先は？

A

事務官（共通）は、主にハローワークや労働局職業安定部で職業相談・職業紹介、雇用保険業務、雇用対策業務などを担当します。

配属先は県内のハローワークや労働局職業安定部がメインとなりますが、それ以外に労働局総務部、雇用環境・均等室で勤務することもあります。

Q 3

厚生労働事務官（基準）の主な業務内容、配属先は？

A

事務官（基準）は、主に労働基準監督署や労働局において、労災保険給付を行うための審査、調査、労使認定の対応や労働保険の適用・徴収を担当します。

配属先は県内の労働基準監督署や労働局労働基準部がメインとなりますが、それ以外に労働局総務部、雇用環境・均等室で勤務することもあります。

採用Q&A（異動関連）

Q 1

転勤はありますか？

A

採用後2、3年を目途に人事異動があります。
異動先は県内のいずれかのハローワーク、労働基準監督署、労働局内の各課室となります。

※事務官（共通）はハローワーク又は労働局で勤務。
※事務官（基準）は労働基準監督署又は労働局で勤務。

Q 2

人事異動について、自分の希望は反映されますか？

A

必ずしも本人の希望どおりになるとは限りませんが、年に一度実施する意向調査により、本人の希望や配慮すべき事情を確認し、能力や適性を勘案した人事異動を行っています。

採用Q&A（給与・手当）

Q 1

初任給について教えてください。

A

初任給は一般職試験（大卒程度）採用の場合196,200円、一般職試験（高卒程度）採用の場合166,600円 ※勤務地域により俸給の3%～6%の地域手当が加算される場合があります。

また、職歴がある場合には、経験年数により上記額に加算されることもあります。その他の手当として、住居手当、通勤手当などがあります。

また、6月と12月の年2回、ボーナス（期末手当・勤勉手当）も支給されます。

Q 2

宿舎はありますか。また、住居手当はどれくらい出ますか。

A

単身者用・世帯用を含めて、宿舎があります。
民間アパート等に入居される場合は、家賃額にもよりますが、最大28,000円の住居手当が支給されます。

Q 1

休暇について教えてください。

年次休暇（いわゆる有給休暇）については、4月に入省した場合、15日が付与されます。

A 年次休暇は日又は時間単位で取得することができ、当年に使用しなかった分は、翌年に繰り越されます。翌年からは、毎年1月に20日が付与され、前年に使用しなかった繰り越し分を含め、最大40日の年次休暇を取得することができます。

そのほか、特別休暇として夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

Q 2

福利厚生について教えてください。

A 厚生労働省の職員となった場合には、企業などに勤める方々が健康保険や厚生年金保険などに加入するのと同様に、職員やその家族が安心して毎日の仕事や生活を送れるよう、厚生労働省共済組合に加入することになります。

厚生労働省共済組合では、病気やけがでかかった医療費の補助、子どもが生まれたときの出産日の支給、育児休業を取得した場合は育児休業手当金の支給などを行っています。

また、住宅資金等の貸付などの事業を利用することができます。

採用Q&A（その他）

Q 1

労働関係の法律の知識がありません。大丈夫でしょうか？

A

採用時に特別な知識は必要ありません。

採用後の研修や通常業務の中で知識を修得することが可能です。

なお、採用後の部署によっては、キャリアコンサルタントや産業カウンセラー、社会保険労務士などの資格取得に活かせる知識や経験を積むことができます。